

「ふるさと納税」…平成 31 年 6 月から規制が強化されます

多くの方が利用しているふるさと納税制度ですが、平成 31 年 2 月 22 日読売新聞によりますと、平成 31 年 6 月から規制が強化されるふるさと納税について自治体が過去に行ってきた寄付金募集のやり方などを判断基準に含めてふるさと納税対象の自治体を指定するとの記事を報じました。高額な返戻品を規制する目的で、返戻品の調達価格を 3 割以下にし、地場産品に限るようです。

いろいろ話題になっているふるさと納税ですが、実際にどのような仕組みなのかわかりにくく、未だにふるさと納税を行ったことがない人もいます。

そこで、今回はふるさと納税の基本的な概要・手続きについてご紹介します。

【ふるさと納税の寄附先】

ふるさと納税は日本全国のどの自治体(都道府県・市区町村)に対しても行うことができます。

【ふるさと納税の税金上の扱い】

原則的に 2,000 円の自己負担を除く 1 年間の寄付金額が所得税及び住民税から控除されることとなります。(ただし所得によって上限があり、上限を超えた分は税金から控除されません)

【ふるさと納税の手順】

ふるさと納税を行うための具体的な手順は以下のようになります。

① 自治体を選択して寄付をする

寄付をするには①自治体のホームページや電話などで申込む②インターネットのふるさと納税サイトから申込む方法があります。インターネットのふるさと納税サイトでは各自治体が掲載されており比較しながら選択することができます。

多くの自治体が寄付金額に応じてさまざまな返戻品を用意しており(ここが問題にされていますが…)、お好みの返戻品を受け取ることができます。なお、受け取った返戻品の時価相当額は一時所得の対象となります。

寄付を行う際は寄付金控除を受けたい本人の名義で行う必要があります。

寄付の申込みをすると、銀行振り込み、コンビニエンスストア払い、クレジットカード払いなどにより寄付金を支払います。

② ふるさと納税を行った年の確定申告を行う

ふるさと納税で寄付をした金額を税金から控除するためには確定申告をする必要があります。その際、自治体から送られてきた「寄付金受領証明書」を添付又は提示します。(なお、寄付した自治体が 5 件以内などの要件を満たす場合は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができます。)